

## 高橋則夫著『刑法各論』〔第3版第1刷〕正誤表

### 4 3 頁下から 1 7 行目

人に対する → 人の身体に対する

### 8 3 頁下から 1 行目

政令第 1 6 6 号第 3 条 → 同法施行令 3 条

### 1 0 1 頁下から 4 行目

問題 → 問題

### 1 0 5 頁上から 6 行目

地域 → 区域

### 1 4 6 頁下から 4 行目

強制性交等致傷罪等 → 強制性交等致傷罪

### 1 4 6 頁下から 2 行目

強制性交等致傷罪等 → 強制性交等致傷罪

### 1 4 6 頁下から 1 行目

強制性交等致傷罪等 → 強制性交等致傷罪

### 1 4 7 頁上から 2 行目

強制性交等致死罪等 → 強制性交等致死罪

### 1 4 7 頁上から 3 行目

しかし、～ 認めるべきである。 → この場合、強制わいせつ罪・強制性交等罪と殺人罪の観念的競合とすると、殺意のある場合の方が刑の下限が低くなり、刑の不均衡が生じる（また、強制わいせつ罪・強制性交等致死罪のみの成立だと、殺意があるのに上限が無期懲役になってしまう。）。したがって、死の二重評価という問題はあるが、判例と同様に、強制わいせつ・強制性交等致死罪と殺人罪の観念的競合とせざるを得ないだろう。

### 1 8 2 頁注 3 7 上から 2 行目

費料 → 資料

**2 2 4 頁下から 1 2 行目**

物質 → 物資

**3 2 0 頁上から 1 2 行目**

(→ 3 1 6 頁参照) → (→ 3 1 7 頁参照)

**3 3 9 頁上から 9 行目**

一定の～無視して → 被害者の意思に基づく交付があり

**3 4 0 頁注 7 0**

刑事事実認定重要判決 → 刑事事実認定重要判決

**3 4 1 頁注 7 3 下から 2 行目**

限られた資源 → 限られた資源

**4 3 7 頁下から 5 行目**

賄物 → 贓物

**5 1 5 頁上から 1 1 行目 (2カ所)**

存在 → 実在

**5 8 9 頁上から 7 行目**

有償頒布は～含まれない。 → 有償の「頒布」であるから、有償の貸与を目的とした所持も含まれる。